

令和5年5月定例教育委員会  
議案説明資料

報告 1件

議案 5件

---

計 6件

番号	報告第7号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員及び調査員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程5条及び第8条第3項の規定に基づき、委員及び調査員の委嘱及び任命について、教育長専決を行ったので、これを報告するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程

平成 13 年 2 月 20 日

教委規程第 1 号

(設置)

第 1 条 松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前 1 年とする。

(委員会の担任する事務)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の教科用図書の調査および研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命または委嘱する。

- (1) 教育委員会事務局職員
- (2) 松原市立義務教育諸学校の校長および教員
- (3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者

2 委員の任期は、第 2 条に規定する委員会の設置期間とする。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(委員長および副委員長)

第 6 条 委員会に委員長および副委員長各 1 名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査員)

第 8 条 委員会は、必要に応じて調査員を置いて調査を行うものとする。

2 調査員の人数は、委員会が種目ごとに定める。

3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに松原市立義務教育諸学校に勤務する校長および教員のうちから、教育委員会が任命する。

4 第 5 条第 3 項の規定は、調査員に準用する。

(施行の細目)

第 9 条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。



4文科初第2729号  
令和5年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

(公印省略)

### 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。については、上記の事実や令和4年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

## 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

### (1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

### (2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

#### (ア) 選定することが不相当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）を選任することは不相当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不相当であること。

※ 1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）「第一2.留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

#### (イ) 著作編修関係者名簿

○ 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。

○ もっとも、3月末を目途に、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和4年度に検定を経た教科書について、協会非加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

○ これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※2 これらの情報のうち教科書の編著者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」）、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿

泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

### (3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

### (4) 教科書見本の取扱いについて

#### (ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限について、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

#### (イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。  
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ただし、令和3年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和3年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。  
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方

で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和5年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和5年3月31日付け4文科初第2732号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

(ウ) 教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

- 近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。
- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(エ) 教科書発行者の不当な利益供与への対処等

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。



(5) 過当な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。
  
- しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過当な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過当な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本(申請図書)の取扱いについて)

- ・検定申請本(申請図書)は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にそれと同視され得る活動を含む。)に使用することは一切認められていないこと。

※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣言活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中の、教科書発行者(教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。)において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(※6)を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととす

る取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

○ 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。

○ また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。

特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

○ 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。

○ なお、「採択関係者」とは、教育委員会関係者又は校長や教師等を含むすべての学校関係者その他教科書採択に関与しうるすべての者をいう。

○ 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。

○ よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例> (教科書発行者行動規範より)

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等への講師の派遣その他の労務の提供、又は当該会議等の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費ないしは当該会議等に係る会場費、印刷代等の提供
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷

物等への過大な広告費・協賛金等の支出

- ・ 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・ 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

<許容される行為>

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。  
ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- ・ 採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物、その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・ 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。

これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

(ウ) その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。

- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。

- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

#### (7) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。  
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### (1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。  
<不適切な採択方法>
  - ・教師等の投票によって決定される
  - ・事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
  - ・十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
  - ・その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、

採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

## (2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

### <具体的な取組例>

- ・市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
  - ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
  - ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。
- 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。
    - ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。
    - ・都道府県教育委員会や採択権者が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めている。

## (3) 教科書の調査研究の充実等について

### (ア) 教科書見本の十分な活用

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

- このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の充実

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。

その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

(参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code220203.pdf>

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576



## 松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

平成 26 年 4 月 22 日改訂

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）は、以下の運営要領によって運営する。

1. 選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表 2 名、教頭代表 1 名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者 2 名（松原市 P T A 協議会代表）をもって組織する。
2. 選定委員会は、調査員の報告をもとに、各種目ごとに教育委員会に答申する。
3. 選定委員会は、必要に応じ大阪府教育委員会事務局の助言を求めることができる。
4. 選定委員会委員は、別紙様式による誓約書を提出する。
5. 教育委員会は、松原市立小・中学校の校長および教員のうち、当該教科について、すぐれた専門的知識を有するものを調査員に任命する。その数は各種目につき 3 名とする。
6. 調査員は、採択が適切に行えるよう大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用し、各種目ごとに必要な調査検討を行い、その結果を書面によって選定委員会に報告する。
7. 調査員は、別紙様式による誓約書を提出するものとする。
8. 保護者の代表に対しては、出席した日数に応じて費用弁償を含む額をその都度支給する。
9. 選定委員会の事務局を本市教育委員会学校教育部教育推進課内におき、指導主事をもって充てる。

番号	議案第10号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、PTA協議会及び松原市校長会の体制変更、市の人事異動に伴い、新たに委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>(PTA 役員 3 名、学校長 1 名、市職員 1 名の計 5 名)</p> <p>(任期) 前任者の残任期間 (委嘱日から令和 6 年 9 月 2 4 日)</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市立小中学校通学区域審議会委員名簿

任期：令和6年9月24日まで

	氏名	役職または所属	分類	備考
1	くぼ たかなり 久保 貴作	松原市議会議員	市議会の議員	継続
2	おおた かずゆき 太田 和之	松原市議会議員	市議会の議員	継続
3	いのうえ あきひと 井上 彰人	松原市議会議員	市議会の議員	継続
4	いけだ ゆきのり 池田 幸則	松原市議会議員	市議会の議員	継続
5	なべたに さとし 鍋谷 悟	松原市議会議員	市議会の議員	継続
6	うねまつ えいじ 植松 栄次	松原市議会議員	市議会の議員	継続
7	いけうち ひでひと 池内 秀仁	松原市議会議員	市議会の議員	継続
8	つつみ みのも 堤 實	新町地区町会連合会 会長	学識経験のある者	継続
9	やぶの まさかず 藪野 正一	新町地区町会連合会 副会長	学識経験のある者	継続
10	しまや ひるか 嶋屋 浩華	松原市PTA協議会副会長	学識経験のある者	新規
11	にしい じゅん 西井 潤	松原市PTA協議会副会長	学識経験のある者	新規
12	さかの りょう 坂野 良	松原市PTA協議会副会長	学識経験のある者	新規
13	よしむら のりよし 吉村 盛善	松原商工会議所特別顧問	学識経験のある者	継続
14	かとう みつひさ 加藤 満久	松原青年会議所元理事長	学識経験のある者	継続
15	にしだ たかし 西田 孝司	社会教育委員委員長	学識経験のある者	継続
16	あきやま わたる 秋山 弥	阪南大学名誉教授	学識経験のある者	継続
17	もり すずむ 森 奏	松原中学校長	学校の長	新規
18	よこた まさあき 横田 雅昭	河合小学校長	学校の長	継続
19	はしもと あきら 橋本 明	市長公室長	市の職員	継続
20	ふくもり ひろみつ 福森 弘充	市民生活部長	市の職員	新規

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学校の長
- (3) 市の職員
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

番号	議案第11号	担当	市民協働部 いきがい学習課
議案名	松原市社会教育委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の委嘱及び任命をおこなうものです。</p> <p>なお、任期は令和6年5月31日までとなります。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

## 松原市社会教育委員 委員名簿

任期:令和6年5月31日まで

番	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	おかばやし みき 岡林 美紀	松原市立三宅小学校 校長	学校教育関係者	継続
2	のざき りゅうすけ 野崎 龍介	松原市立松原第三中学校 校長		新規
3	おおくぼ ひかる 大久保 光	松原市PTA協議会 会長	社会教育関係者	新規
4	あずま ひろあき 東 宏晃	松原市青少年指導員協議会 会長		継続
5	もりもと よしゆき 森本 義行	松原市こども会育成連絡協議会 副会長		継続
6	すなやま まさえ 砂山 雅江	松原市民図書館ボランティアの会 会長		継続
7	にしだ たかし 西田 孝司	松原市文化財保護審議会 会長	学識経験者	継続
8	さくらい やすひさ 櫻井 靖久	阪南大学経済学部准教授		継続
9	うらの みちこ 浦野 迪子	社会福祉法人 立青福社会 理事長	家庭教育の向上に資 する活動を行うもの	継続
10	いわさき さいこ 岩崎 才子	公民館利用者代表者		継続

※下線部が新たに委嘱及び任命する委員

松原市社会教育委員条例（平成12年3月31日条例第9号）

最終改正:平成14年3月29日条例第14号

改正内容:平成14年3月29日条例第14号 [平成24年10月17日]

○松原市社会教育委員条例

平成12年3月31日条例第9号

改正

平成14年3月29日条例第14号

松原市社会教育委員条例

松原市社会教育委員の定数等に関する条例(昭和30年条例第37号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市に社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条に規定する社会教育委員(以下「委員」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員は、13人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員を代表し、委員の会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則(平成14年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

番号	議案第12号	担当	市民協働部 いきがい学習課
議案名	松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の委嘱及び任命をおこなうものです。</p> <p>なお、任期は令和6年9月30日までとなります。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		



## 松原市立公民館運営審議会委員 委員名簿

令和6年9月30日まで

番	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	<u>おざき まもる</u> <u>尾崎 守</u>	松原市立松原西小学校 校長	学校教育関係者	新規
2	<u>たなか しげる</u> <u>田中 繁</u>	松原市立松原第四中学校 校長		継続
3	<u>いまむら まこと</u> <u>今村 誠</u>	松原市PTA協議会 顧問	社会教育関係者	新規
4	<u>まつぞの たかこ</u> <u>松 蘭 孝子</u>	松原市子ども会育成連絡協議会 会長		継続
5	<u>かの ゆみこ</u> <u>加野 弓子</u>	松原市文化連盟 会長		継続
6	<u>つだ てつお</u> <u>津田 哲男</u>	松原市民生委員児童委員協議会 会計		継続
7	<u>おかだ みつこ</u> <u>岡田 美津子</u>	公民館利用代表者		継続
8	<u>そが まさお</u> <u>曽我 正雄</u>	元平安女学院大学 特任教授	学識経験者	継続
9	<u>しみず じつどう</u> <u>清水 實道</u>	布忍寺 住職		継続
10	<u>ひがした きょうこ</u> <u>東田 京子</u>	元PTA役員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	継続

※下線部が新たに委嘱及び任命する委員

松原市立公民館運営審議会条例（平成12年3月31日条例第10号）

最終改正:平成14年3月29日条例第15号

改正内容:平成14年3月29日条例第15号 [平成24年10月17日]

○松原市立公民館運営審議会条例

平成12年3月31日条例第10号

改正

平成14年3月29日条例第15号

松原市立公民館運営審議会条例

松原市立公民館運営審議会委員の定数、任用、費用弁償に関する条例（昭和30年条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条に規定する松原市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の委員）

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 審議会は、委員長が招集し、自ら議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

番号	議案第13号	担当	市民協働部 いきがい学習課
議案名	松原市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>新年度において各団体の役員体制の変更に伴い、当市に推薦された委員の変更があったため、新たに推薦を受けた委員の残任期間の任命をおこなうものです。</p> <p>なお、任期は令和6年8月31日までとなります。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

## 松原市民図書館協議会委員名簿

任期: 令和6年8月31日まで

番	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	<u>さかもと</u> ゆき <u>阪本</u> 幸	松原市立天美西小学校 校長	学校教育関係者	新規
2	<u>たなか</u> しげる <u>田中</u> 繁	松原市立松原第四中学校 校長		継続
3	おおつじ はつみ 大辻 初美	松原市立四つ葉幼稚園 主任		継続
4	まきた たかひろ 牧田 孝弘	松原市PTA協議会 顧問	社会教育関係者	継続
5	みや ななえ 宮 奈々江	松原市民図書館ボランティアの会 代表		継続
6	ありもと まお 有本 まお	松原市朗読研究会		継続
7	たさき ゆか 田崎 由佳	NPO 法人やんちゃまファミリーwith 理事長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	継続
8	ふじの ひろゆき 藤野 寛之	阪南大学 国際コミュニケーション学部 教授	学識経験者	継続
9	ながた たくじ 永田 拓治	阪南大学 国際コミュニケーション学部 教授		継続

※下線部が新たに任命する委員

松原市図書館条例（昭和52年4月19日条例第17号）

最終改正:令和2年6月30日条例第19号

改正内容:令和2年6月30日条例第19号〔令和4年2月1日〕

---

（委員の任期）

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

---

番号	議案第14号	担当	学校教育部教職員課
議案名	職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針の策定について		
説明	<p>松原市立学校においては、これまで「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」（以下、「旧指針」という。）を定め、総合的なハラスメント防止及び対応に取り組んできました。</p> <p>「旧指針」は、それぞれ異なるハラスメントの概念や内容を扱うものの、基本方針や相談対応のあり方などは共通するものであるため、ハラスメント対策への利便性と実効性を高めるため、三つの指針を統合するものです。</p> <p>（内容）</p> <p>「旧指針」に明記されている「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」の概念や内容を引継ぎつつ、基本方針や相談体制の整備など、「旧指針」に共通する記述について整理しました。</p> <p>また、大阪府教育委員会において大阪府立学校における指針の一部改正が行われたことにより、松原市立学校においても同様の取扱いを行うため、不妊治療に関わるハラスメント防止を明記するとともに、相談窓口に「ハラスメント専門相談（外部相談機関）」を追加しました。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		